

令和8年6月定例会 一般質問概要

令和8年6月11日 ⑤

質問者：置田 浩之 議員



大阪維新の会、大阪府議会議員団の置田浩之です。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

1. 副首都庁合同庁舎の整備に向けた基本構想について

まず、副首都庁合同庁舎の整備に向けた基本構想についてお伺いいたします。

パネルをご覧ください。

「副首都庁合同庁舎（仮称）」イメージ



第20回 副首都推進本部(大阪府市)会議（令和8年2月12日）資料6より抜粋

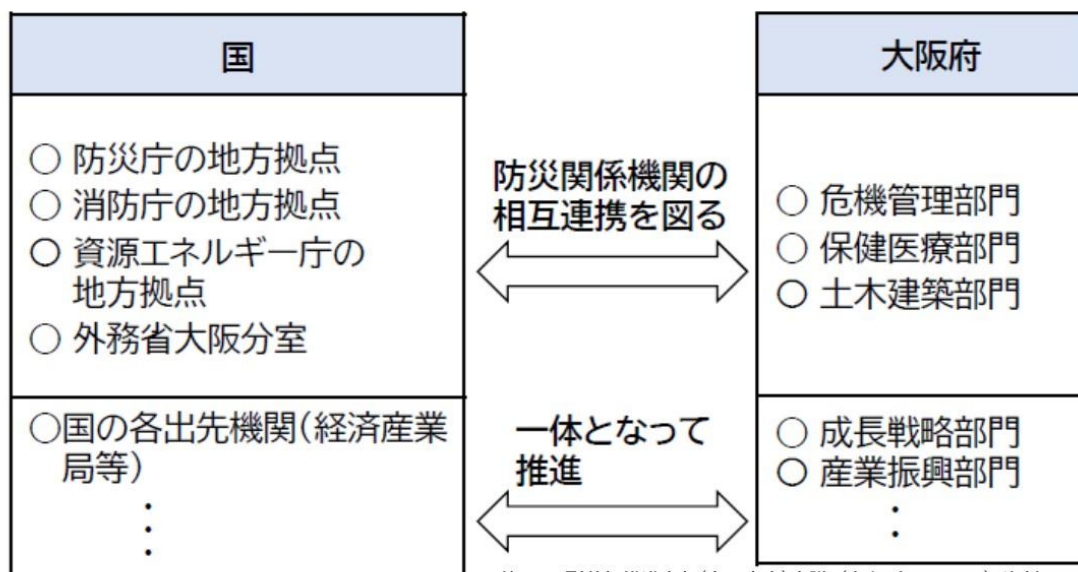
1

今年2月の副首都推進本部会議でとりまとめられた「大阪の副首都構想」では、非常時に首都機能をバックアップする副首都を実現するため、国に求める具体的措置の一つとして、国と府による「副首都庁合同庁舎」を整備する提案が盛り込まれました。画面の赤線で囲われた部分がそのイメージ図となります。

この合同庁舎に配置される機関のイメージとして、国の出先機関と府の成長戦略部門・産業振興部門が一体となって施策を推進することや、国の防災庁・消防庁の地方拠点と府の危機管理部門等が相互連携を図ることなどが記されています。これを受け、合同庁舎の基本的な構想を検討するために必要な予算が「合同庁舎検討調査費」として本年2月議会に追加提案され、先日の本会議において可決されたところです。

「副首都庁合同庁舎（仮称）」イメージ

（庁舎配置機関のイメージ）



第20回 副首都推進本部(大阪府市)会議（令和8年2月12日）資料6より抜粋

2

現在、政府与党で検討されている副首都法の骨子案では、副首都において「首都中枢機能の代替のための拠点の整備」等の施策を講ずるものとされており、これが実現すれば、府の提案する合同庁舎実現にも大きな後押しになるのではないかと考えています。そういう意味でも、府の提案内容をより具体化し、国に働きかけていくことは重要だと思っております。

大手前地区の府有地を活用した、副首都の機能を担うにふさわしい国との合同庁舎の実現に向けて、今後しっかりと検討を進めて頂きたいと考えておりますが、どのように取組んでいくのか、総務部長にお伺いいたします。

《総務部長 答弁》

- 「大阪の副首都構想」では、非常時に緊急災害対策本部を開催することはもとより、平時から防災関係機関の相互連携等を図ることができるよう、国と府の合築による「副首都庁合同庁舎（仮称）」を整備し、国と府の機関を集約配置することを国に求めているもの。
- お示しの「合同庁舎検討調査費」については、提案をより具体化するため、合同庁舎の基本的な構想を検討するにあたり、関係法令による制約など、所与の条件を整理するために行うもの。
- 具体には、都市計画法等に基づき許容される建築物の規模の確認をはじめ、庁舎整備にかかる事業手法の検討や、民間活力の活用可能性についての調査等を行う予定。
- 今後、速やかに調査等に着手し、その成果を活用しながら関係機関との協議を行うなど、

合同庁舎の整備の具体化に向けた検討を進めてまいる。

もう一度、先ほどのパネルをご覧ください。

「副首都庁合同庁舎（仮称）」イメージ



第20回 副首都推進本部(大阪府市)会議（令和8年2月12日）資料6より抜粋

1

総務部長からの答弁にもありましたとおり、建築物の規模の確認等について調査を行うとのことですが、現在の手前庁舎周辺の府有地の広さや立地等の諸条件に照らせば、このイメージ図にあるとおり、相当な数の職員を収容可能となる、巨大高層建築物が建てられるのではないのでしょうか。そうであれば、将来的な可能性として、現在は手前庁舎と咲州庁舎に分かれている知事部局を本合同庁舎に集約すること、また、仮に住民投票が可決となった暁には、大阪市役所の広域行政を担う部局の移管を受け、新たな広域自治体の本庁舎となることも視野に入れて、基本構想の検討を進めていくべきではないかと考えます。

この合同庁舎は副首都大阪のシンボルとなりうる存在であり、また、この庁舎問題は、副首都構想と大阪都構想が交錯する領域であるとも認識しています。ぜひとも明日から始まる「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議

会」において議題の一つとして取り上げていただき、各会派による活発な議論がなされることを期待して、次の質問に移ります。

2. 特別市制度について

次に、特別市制度について伺います。

特別市は、道府県から独立し、その事務も含めて一体的に担う、一層制の新たな地方自治体であります。現在、この特別市制度を定めた法律は存在しませんが、終戦直後の１９４７年に施行された地方自治法の中には、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の五大市の戦前からの悲願であった「特別市」制度に関する規定が盛り込まれていたようです。この五大市の府県からの独立の動きに五大府県が反発し、特別市の実施に府県単位での住民投票を必要とする地方自治法の改正がなされるなど、両者の対立が激化した結果、その妥協の産物として、１９５６年、地方自治法が再改正され、特別市に関する規定が削除されるとともに、同法第２５２条の１９以下の大都市特例に基づき、国が政令で指定する形を採ることで決着を見ることとなりました。以後、旧五大都市を「政令指定都市」と呼ぶようになり、今に至ります。

現在、政令指定都市、都区制度に並ぶ新たな大都市制度の一つとして、指定都市市長会などが、人口減少下での持続可能な行政サービスの提供、自立した大都市経営による行政サービスの向上、多極分散型社会の実現といった観点から、この特別市制度の実現を提案しています。今後、国の第３４次地方制度調査会においても議論が本格化すると聞いています。

一方、特別市制度については、道府県が果たしている総合調整機能への影響や、住民代表機能の確保など、これまで多岐にわたる課題が指摘されているところで、制度化にあたっては慎重な検討が必要と考えます。

そこで、特別市制度について府としてどのように捉えているか、見解をお伺いします。

また、本年3月末に公表されたいわゆる「副首都法案」の骨子案（ポイント）によると、副首都に必要とされる地方行政体制として、特別区の設置に加え、「制度化された場合は「特別市」」との記載があります。仮に特別市制度が創設された場合、副首都をめざす大阪にふさわしい行政体制として、特別市制度は選択肢になり得るのでしょうか。あわせて知事の見解をお伺いいたします。

《知事 答弁》

○ 特別市制度については、第34次地方制度調査会や、全国知事会の議論等においても、たとえば

・警察事務や産業政策、まちづくり、災害対応など、広域的に実施すべき事務が分断されてしまうこと。

・特別市という一層制の自治体において、公選区長を置くなど住民代表機能をどう確保するかということ。

・あるいは、特別市が抜けることによる道府県財政への影響、ひいては周辺市町村の行政サービスにも影響が及ぶこと。

など、解決が難しい様々な課題が指摘されているところ。また、現在、法律はない。

○ 現在の大阪市をそのまま特別市に移行した場合、全国の都道府県で2番目に小さい大阪府の中に、もう1つ都道府県を作るようなもの。経済圏を分断するだけでなく、これまで以上に深刻な二重行政・二元行政が生じるおそれがあり、大阪全体の成長を阻害するものと考えている。人口、GDP、企業等の集積が市域を超えて広がる大阪が、副首都として我が国の成長を力強くけん引していくためには、大阪都構想こそが最もふさわしいと考えている。

各地域がその発意により地域の実情に応じた最もふさわしい制度を選択するのが、地方自治の本来のあるべき姿であると私は考えています。横浜市など、特別市制度がふさわしいと考える地域もあるのかもしれませんが、ここ大阪においては、先ほどの知事の答弁のとおり、大阪市が特別市となり大阪府から独立することが大阪全体の発展を阻害するとして否定的に捉えられ、

むしろ大阪府側からの都構想の議論が、我が党が誕生する以前から連綿となされてきた歴史があります。

改めて、ここ大阪には都構想こそがもっともふさわしい制度であることを確認して、次の質問に移ります。

3. 国民健康保険制度について

次に、国民健康保険制度についてお伺いいたします。

大阪府は、全国に先駆けて、令和6年度に国民健康保険料の水準を完全統一し、府内全体では、被保険者間の受益と負担の公平化と財政運営の安定化が図られたものと考えます。しかしながら、保険料水準の統一化では、国保の被保険者は所得水準が低く、年齢構成や医療費水準が高いために、保険料の負担感が高くなるという、国保制度が抱える構造的な課題は解消されていないと考えます。

そこで、大阪府の保険料水準がいったい全国的に見てどれくらいなのかを部局に確認したところ、パネルのとおり、令和8年3月末に厚生労働省が公表した国民健康保険実態調査報告によれば、府が水準を統一した令和6年度において、府の一人当たり平均保険料の調定額は、全国で4番目に高い10万7496円でした。

この金額は、限られた条件のもとで算出されたものであり、実際の負担額をそのまま示すものではないため、単純に比較することはできないものの、私としては府の保険料は全国的にみてもかなり高い水準にあるものとの印象を受けました。

全国の国民健康保険料の状況

■ 一人あたり平均保険料(税)調定額（上位5団体を抜粋）

都道府県名	平均保険料(税)調定額
東京都	131,150円
神奈川県	123,462円
愛知県	114,686円
大阪府	107,496円
佐賀県	106,410円

出典:令和6年度国民健康保険実態調査(公表日:令和8年3月31日)

■ 備考

- ・ 保険料は、医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金分（後期分）、介護納付金分（介護分）、子ども・子育て支援納付金分（子ども分、令和8年度から）で構成されている。
- ・ 上記の平均保険料(税)調定額は、保険料（税）を構成するもののうち、医療分と後期分の合計とされており、介護分を含まないことなどから、実際の負担額とは異なる。

3

また、令和8年度は、診療報酬のプラス改定や、子ども・子育て支援金制度の開始により、保険料の上昇が避けられない厳しい状況であったと聞いています。そのような状況の中でも、今月号の府政だよりによりますと、統一達成団体に対する国の財政支援や、府と市町村との協議の上で構築した財政調整事業による府国保特会の剰余金の活用などの取組みにより、総額約278億円の財源を確保し、保険料抑制に努力されてきたということが書かれていました。

一方で、高齢化の進展や医療の高度化等に加え、令和9年度以降に社会保険の適用拡大が段階的に予定されており、一定の勤労所得を有する国保被保険者の脱退が見込まれるとのことです。そのため、大阪府の保険料は今後も上昇することが避けられず、これに伴って生じる収納率の低下等による国保財政の不安定化を懸念しています。

今後も、保険料負担の抑制と安定した国保運営を両立させるためには、長期的な医療費適正化に加え、既存制度を活用した取組みの強化が必要と考えます。

国民健康保険制度は、法律に基づき国及び都道府県による公費負担の割合が定まっていることから、都道府県の裁量は少ないものの、国保財政の安定化や医療費適正化に向けた都道府県の取組努力を評価する保険者努力支援制度が設けられています。

この保険者努力支援制度を積極的に活用し、制度の持続可能性と保険料負担の抑制を図るべきと考えますが、健康医療部長の所見をお伺いいたします。

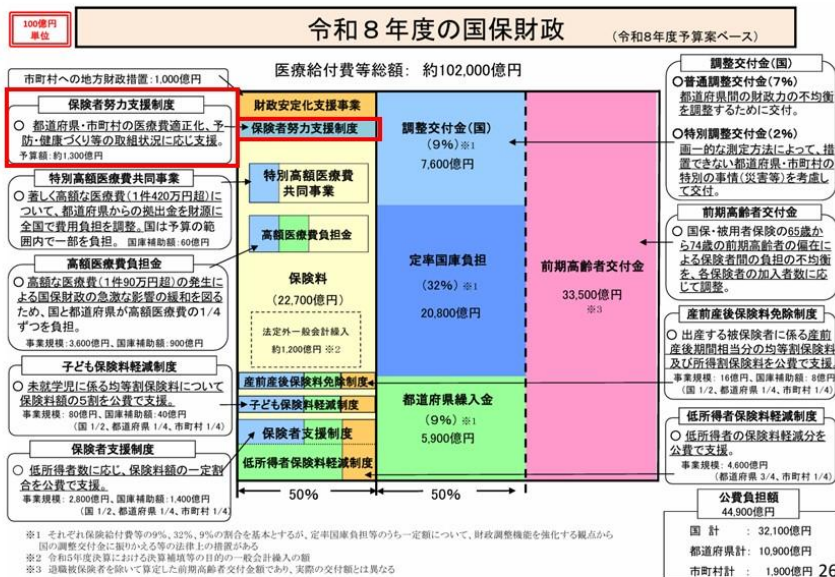
《健康医療部長 答弁》

- 国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、財政基盤の強化に加え、保険料の収納率向上や医療費の適正化を進め、保険料負担の抑制を図ることが重要であるとの認識の下、市町村とともに取組みを進めてきた。
- 議員お示しの保険者努力支援制度は、特定健診の受診率や、後発医薬品の使用割合、一人当たり医療費の改善状況などの評価指標を基に、国から都道府県へ交付金が配分される仕組みとなっており、府では目標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行いながら、より多くの交付金を獲得できるよう取組みを進めている。
- 令和7年度には、府における一人当たり交付額の全国順位が、前年度の42位から26位に向上し、約45億円の交付を受け、その全額を令和8年度の保険料抑制に活用したところ。
- 引き続き、さらなる交付金の獲得に向けて市町村と連携するとともに、今後も安定的で持続可能な国保制度となるよう、国に対して財政支援を要望していく。

パネルをご覧ください。

国民健康保険の財源構成

■ 国民健康保険の財源構成（令和8年度国予算案ベース）



出典：令和8年度全国国民健康保険主管課長会議資料（公表日：令和8年3月11日）

4

これは令和8年度国民健康保険の財源構成を表わした図になります。医療給付費等総額約10兆2000億円のうち、前期高齢者交付金3兆3500億円を除いたうちの50%が公費負担、残り50%は、本来は保険料で賄われるべきところですが、こちらについても実際には様々な公費負担がなされています。先ほど質疑した「保険者努力支援制度」は、このうち赤線で囲った部分であり、全体に占める割合は残念ながら非常に限られています。

府においては、引き続き医療費の適正化に向けた取組みと国からの交付金獲得に向けた努力をしていただくとともに、全国に先駆けて保険料完全統一を成し遂げたトップランナーとして、国民皆保険の最後の砦とも言われるこの国民健康保険制度について、制度の持続性と府民の皆様の保険料負担抑制につながる制度改革の議論を全国に先駆けてリードしていく役割を果たしていただくよう、要望いたします。

4. 理数系人材育成に向けた取組みについて

次に、理数系人材育成に向けた取組みについてお伺いいたします。

昨日、我が会派のくすのき議員も質問したところですが、先般、国において、2040 年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す高校教育改革に関する基本方針、通称 N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想が示され、その実現に向け、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、その取組みや成果を域内の高校へ普及することを目的とした「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の公募が開始されました。

大阪府においても、本事業を活用し、府立学校における理数系人材等の育成を担う改革の先導拠点校の教育内容の充実を図るため、今議会に補正予算案が上程されているところです。

こうした中、私の地元である阿倍野区に所在する府立天王寺高校が、理数系人材育成支援の拠点校として申請されていると聞いています。

そこで、府立天王寺高校における理数系人材の育成について、どのような取組みを計画しているのか、教育長にお伺いいたします。

《教育長 答弁》

- 大阪府は、理数系分野を基盤とする先端産業の集積地であり、これらの成長分野を将来にわたり持続的に発展させていくためには、その担い手となる理数系人材の育成が重要であると認識。
- そのため、本事業では、天王寺高校において、最先端機器等を備えた高度実験エリア等を整備し、大学や他の部局等と連携しながら、生徒がライフサイエンス、量子技術、環境・エネルギー等の成長分野に関する研究活動を行うプログラムを展開する。
- 加えて、研究者との対話や研究施設の見学等を通じて、科学技術が社会に実装されるまでのプロセスを学んだり、大学等と連携し、科学技術の進展に伴う倫理的、法制度的、社会的課題について学んだりするカリキュラムを開発する予定。
- 本申請が国において採択された場合には、拠点校における取組みを推進するとともに、その成果を他の府立高校へ普及することにより、理数系人材の育成を着実に進めてまいります。

5. あいりん地域における大阪府警察のこれまでの犯罪取締り等の取り組み内容と検挙件数の推移について

最後に、あいりん地域における大阪府警察のこれまでの犯罪取締り等の取り組み内容と検挙件数の推移についてお伺いいたします。

西成特区構想は、平成24年1月、当時の橋下徹大阪市長のもと、特区的な運用により西成に子育て世帯を誘致することを目標に掲げられた行政計画です。この構想を受けて、大阪府警察においては平成26年度から大阪府・大阪市と協働し、現在、「あいりん地域における三者連携の取り組み」として各種対策を推進していると承知しておりますが、薬物事犯、不法投棄事犯及び違法露店販売事犯における、これまでの取り組み内容とその成果及び今後の取り組みについて、警察本部長に伺います。

《警察本部長 答弁》

- 現在の「あいりん地域における三者連携の取り組み」に関しましては、大阪府警察として、あいりん地域内に45台の防犯カメラを整備して犯罪の抑止対策に取り組むとともに、薬物事犯、不法投棄事犯、違法な露店販売に対する取締り等を推進してまいりました。薬物事犯につきましては、手集計数値ではありますが、あいりん地域内における検挙人員は、取り組みを開始した平成26年が439人であったところ、11年経過した令和7年は38人と、概ね11分の1に減少しております。
- また、不法投棄事犯につきましては、同じく手集計数値ではありますが、あいりん地域を中心とした西成警察署管内における検挙人員は、平成26年は64人であったところ、令和7年は13人でありました。
- 違法な露店販売につきましては、あいりん地域内における検挙人員は、平成26年は33人であったところ、令和7年は8人であり、いずれも減少しております。
- これらの成果を踏まえ、さらなる地域の治安改善を図るため、今後も大阪府、大阪市と連携して、引き続き、これら諸対策に取り組んでまいります。

あいりん地域は全国から日雇い労働者が集まる、日本最大のドヤ街として知られており、1970年に完成した「あいりん総合センター」は街のシンボリックな存在でした。そのあいりん総合センターは耐震性の問題で2019年に閉鎖され、一昨日、建物

の解体工事が開始されたとの報道がありました。この街周辺はすでに星野リゾートや外資系ホテルが進出しており、2031年には新今宮駅になにわ筋線が通る計画となっているなど、大阪の負のイメージを象徴するエリアからにぎわいの中心地へと、大きく変貌を遂げようとしています。

西成が、地域住民はもとより、労働者や観光客など、より多くの人々でにぎわいにあふれ、子どもから高齢者まで誰もが安心・安全に暮らすことができるまちとなるよう、大阪府・大阪市・大阪府警察が一体となって今後とも力強く取り組んでいただくことを要望いたします。



以上で、私の一般質問を終了いたします。

ご清聴、誠にありがとうございました。